

岬町選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第6項、第76条第4項、第81条第2項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。))の規定による令和7年7月2日現在の岬町における選挙人名簿に登録されている者の50分の1及び3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年7月2日

岬町選挙管理委員会
委員長 大野 斉

50分の1の数 251人

3分の1の数 4,180人